

資料提供(投げ込み) 平成29年11月20日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
都市計画部 都市政策課 (電話059-229-3290)	都市政策課長 別府 敏

津駅前ストリート倶楽部による津市緑化基金への 寄付贈呈について

津駅前ストリート倶楽部から、津市の緑化推進事業の活動支援として津市緑化基金へ寄付金を贈呈いただきます。

つきましては、下記のとおり寄付贈呈式を行います。

記

- 1 日時
平成29年11月29日(水) 15時00分から
- 2 場所
秘書課応接室(市本庁舎4階)
- 3 寄付者
津駅前ストリート倶楽部
- 4 対応者
津市長 前葉 泰幸
都市計画部長 加藤 貴司

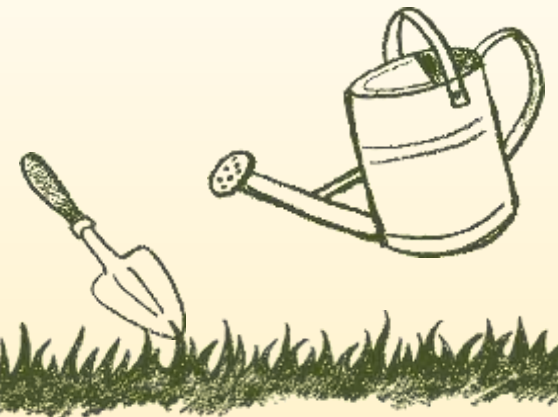
津市緑化基金

緑化基金にご協力ください

皆様からの寄付金が
緑化事業に活用されます



津市都市計画部都市政策課
〒514-8611 津市西丸之内23番1号
TEL 059-229-3290





緑化基金の目的

津市緑化基金は、市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな環境と共生できる“津市”を実現していくため、平成11年9月に1億円を積立原資として設置されました。皆さんからご寄附をいただいた寄附金と基金利子を毎年活用させていただき、緑化推進事業(家庭緑化推進事業)として、自治会やボランティア団体に花苗等を配布する「緑化・美化運動」、結婚・出生・新築・還暦の「記念樹」や「生け垣緑化用苗木」の配付を行い、多くの市民の家庭における緑化に大きく寄与しています。

皆様の寄付金が緑化事業に活用されます。



寄附金については所得税、住民税及び法人税の優遇措置がうけられます。

【個人の場合】

○所得税の寄附金控除

(寄附金額-2,000円) × 5~45% × 1.021

※対象となる寄附金の限度額は総所得金額等の40%です。

○住民税の寄附金控除額

AとBの合計額を税額控除

A (寄附金額-2,000円) × 10%

※対象となる寄附金の限度額は総所得金額等の30%です。

B (寄附金額-2,000円) × (90%-前年の所得税の限界税率 × 1.021)

※控除額の限度額は、住民税の所得割額の20%です。

【法人の場合】

○確定申告によって寄附された金額を法人税法

(第37条)の規定により損金算入することができます。

※詳しくは、お近くの税務署又は市民税課
(TEL 229-3130)へお問い合わせください。



記念樹配布事業

市民が愛着を持って育む樹木を増やすと共に、潤いのある美しいまちづくりを推進するために、人生の節目を記念して、記念樹を配布します。



ハナミズキ



ジュンベリー



シマトネリコ



オタフクナンテン



キンモクセイ



コデマリ



緑化・美化運動

季節が感じられる美しい花々が咲きほこり、地域住民が親しめるまちなみの形成と、緑豊かな津市を目指して、公園などの公共の花壇を美化する自治会やボランティア団体等に、花苗等の資材を補助しています。



生け垣緑化用苗木配布事業

緑に囲まれた住みよい環境づくりと、災害に強く良好な都市環境の形成を図るため、生け垣緑化用苗木を配布しています。

